

(日経 BP 知財 Awareness / 2012 年 8 月 28 日掲載)

＜日中知財有識者対談＞

中国の権利侵害、実際にどう対応するか (上)
侵害を見つけたらまず専門家に

中国で模倣品が売られるなど特許権や商標権の侵害が発生した場合に、日本企業は実際にはどのように行動したらよいか分かりにくい部分が多い。中国の知的財産事情に詳しく、侵害訴訟の現場をよく知る中国と日本の有識者が、権利侵害の具体的な対応策について議論した。

北京林達劉知識産権代理事務所 共同経営者弁護士・弁理士・仲裁人 魏 啓学 氏
三好内外国特許事務所 顧問・弁理士 松永 宣行 氏

松永 権利侵害の疑いがあることを知ったとき、(1) 調査会社に詳しい調査を依頼する、(2) 侵害性や特許の有効性について専門家に相談する、(3) 警告書を発送する ことが考えられます。どの順が良いのでしょうか。

魏 まず、侵害性について専門家に相談することを優先させた方が良いでしょう。その時点で侵害にはならないと判断する場合もあるからです。いきなり警告書を発送することは、デメリットの方が大きいと思います。送られた相手は警告書を証拠にして、地方裁判所に非侵害確認の訴訟を起こすことができます。そこで地方裁判所に正しく判断してもらえば良いのですが、中国の一部では“地方保護主義”がまだ残っており、地元にも有利となるように判断をねじ曲げられる可能性があります。

私も経験したことですが、地方の行政当局に地元企業による不正の摘発を頼んでも、提出書類の不備を理由に何度も突き返されたことがあります。また、その担当官が模倣品の製造または販売する経営者となつてつながりがある場合、その人を守ろうとします。例えば、携帯電話で事前に摘発の情報を漏らして、その経営者を逃がすわけです。このような被害は日本の大手家電メーカーも受けました。模倣品を作っていると見られる工場に行ってみると、もぬけの殻だったということは珍しくありません。中国のすべてがこういう状況ではありませんが、特に中小企業を相手にする場合は気をつけた方が良いでしょう。

先ほどの地方裁判所の例でも、裁判官が提訴した会社と癒着していると、たとえ侵害の

事実が明らかでも「侵害なし」との判決を言い渡されてしまいます。悪意の侵害と分かったときは、まず専門家に相談すべきです。



北京林達劉知識産権代理事務所
共同経営者弁護士・弁理士・仲裁人
魏 啓学 氏



三好内外国特許事務所
顧問・弁理士
松永 宣行 氏

松永 警告書を送る意味はあまりないということでしょうか。

魏 ネット関連の侵害事件では効果的です。警告書を送ることで侵害と認め、ホームページから該当部分を削除するということがよくあります。また、善意で侵害した場合、例えば本物と区別がつかないので販売代理店が模倣品を売ってしまったようなケースでは、警告書を送ると担当者が認めて模倣品を廃棄します。そのような場合、警告書は意味があります。

松永 依頼人は専門家に相談するとどのようなアドバイスを受けるのでしょうか。

魏 私でしたら、依頼人と相談して3種類の証拠を準備してもらうようにします。第1に特許権が存続している証拠、第2に侵害した事実の証拠、第3に侵害により損害を受けた証拠です。特に、侵害した事実の証拠を集めるために、調査会社に依頼することを勧めます。該当する製造元の所在、数量などの製造状況や販売状況など必要な項目を調べます。最近では、模倣する側も証拠を押さえられにくいように販売店に数個しか置かないようにしており、その場合は倉庫を押さえることが重要となります。それには調査会社を介して確実に販売している状況を押さえ、公証処に申し出て公証人立会いの下で侵害の疑いのある品を入手し、カタログや領収書などの証拠を集めます。

松永 商標権侵害の場合は、どのような手を打てばよろしいでしょうか。

魏 誰が見ても商標権侵害だというときは、直接、工商行政管理局へ行き、摘発を請求します。そうではなく、類似の場合は商標局の審査官に意見を求めた方が良いでしょう。個人的に審査官に持っていくことが難しい場合は、地方の工商行政管理局を経由するルートもあります。